

平成26年6月6日提出

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸山政史

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第105号）の一部を次のように改正する。

附則第4条中「6人以上を入所させる保育所であって平成10年4月9日前から存するもの」を「4人以上を入所させる保育所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第10号）の施行による児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）の一部改正に伴い、保育所における保育士配置要件を緩和するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。